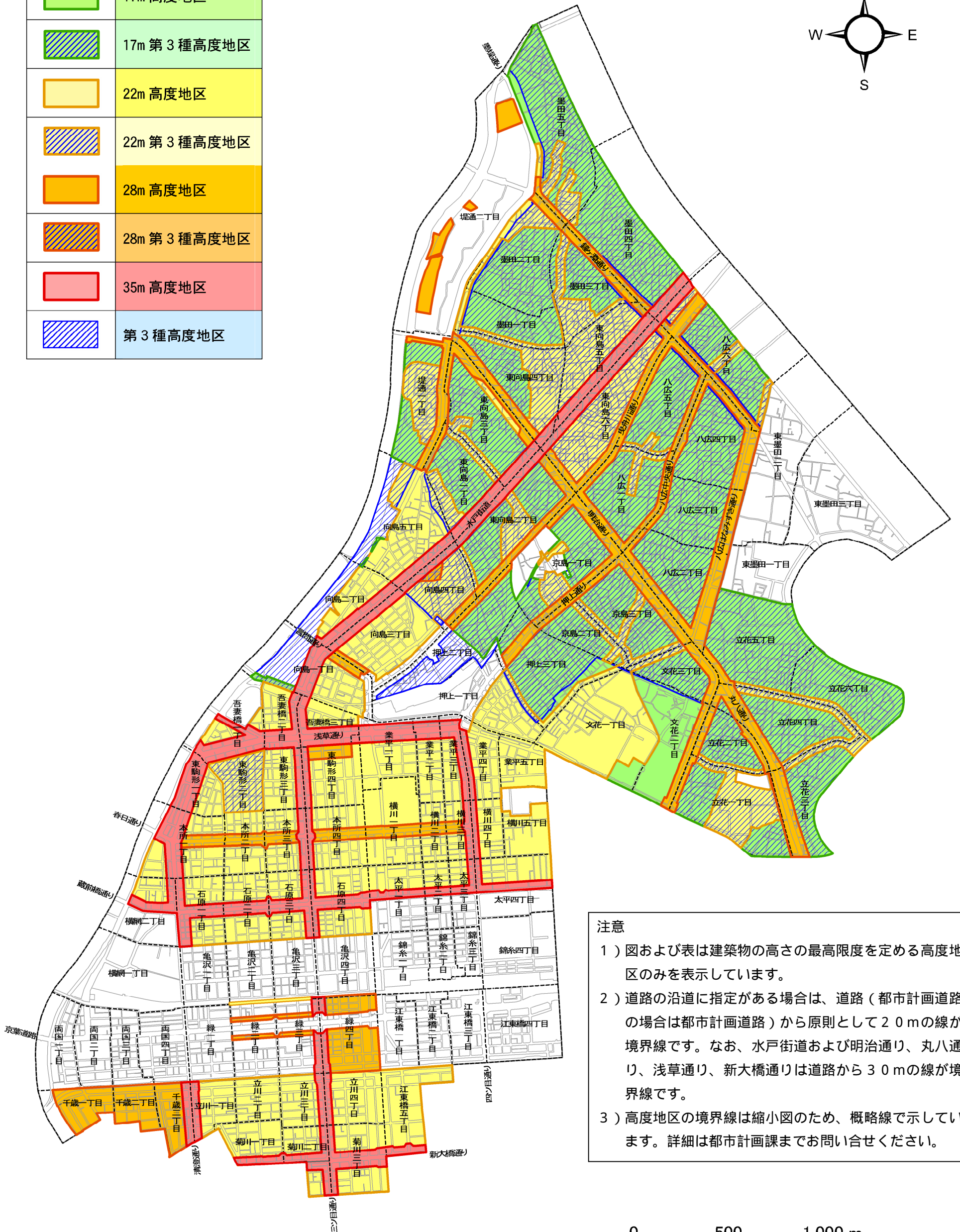
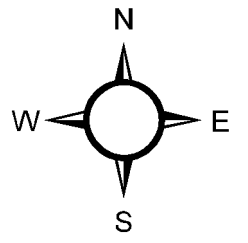


# 都市計画変更後の高度地区指定図

(平成 22 年 3 月 31 日から)

## 高度地区凡例

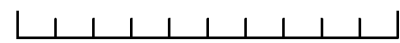
	17m 高度地区
	17m 第 3 種高度地区
	22m 高度地区
	22m 第 3 種高度地区
	28m 高度地区
	28m 第 3 種高度地区
	35m 高度地区
	第 3 種高度地区



### 注意

- 1) 図および表は建築物の高さの最高限度を定める高度地区のみを表示しています。
- 2) 道路の沿道に指定がある場合は、道路（都市計画道路の場合は都市計画道路）から原則として 20m の線が境界線です。なお、水戸街道および明治通り、丸八通り、浅草通り、新大橋通りは道路から 30m の線が境界線です。
- 3) 高度地区の境界線は縮小図のため、概略線で示しています。詳細は都市計画課までお問い合わせください。

0 500 1,000 m



1 : 20,000